

Title	正義公本来の面目
Author(s)	今西, 茂喜
Citation	懐徳. 1930, 8, p. 60-69
Version Type	VoR
URL	<a href="https://hdl.handle.net/11094/88813">https://hdl.handle.net/11094/88813</a>
rights	
Note	

*Osaka University Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

戊子以下に志摩國に答志嶋に賜無位常康親王。

しかして、雲林院は仁明天皇から、常康親王に賜ふたことは、三代實錄の記事によつても明かであるが、賜つた年月が明示してなく、且親王が御出家せられたのは、嘉祥三年三月廿一日で即ち仁明天皇崩御の翌年に悲歎追慕のあまり佛道に歸依せられたものであることは文德實錄仁壽元年三月の條によつて明瞭である。

丙寅無品常康親王落髮爲僧親王者 先皇第七子也母紀氏少而沉敏風情可察 先皇諸子之中特所鍾愛親王追慕 先皇悲歎無已遂歸佛理求冥救也。

然るに三代實錄には雲林院は常康親王の舊居であると書きながら、深草天皇即ち仁明天皇崩御の後之を賜ふと記されてゐる。或は親王が離宮に寓居し給ふたが、親王の御所有ではなかつたのを、天皇崩御の後全く之を親王が讓受け給ふたものであると解すべきであらうか。さすれば『舊居也』の句にも、また『深草天皇賜此居之』の句にも牴觸しないであらう。しかして離宮から精舎になつたのは、仁明天皇の崩御、常康親王出家の際に扨るので、もとより常康親王の御意志に基くのである。(未完)

## 正儀公本來の面目

今 西 茂 喜

元儒、劉因の讀史法を詠するの詩に、

記○錄○紛○々○已○失○眞○。語○言○輕○重○在○詞○臣○。若○於○事○々○求○心○跡○。恐○有○無○邊○受○屈○人○。と楠木正儀公の心事の如き、吾人は須らく虚心坦懐、その行爲の始終を觀、その心情の清汚を察し以て其眞を失はざることゝ期せざるべからず

重野安釋先生は、義久の投降を激賞して後北條氏の小田原固守を愚なりとし之を笑殺せられたる論文は、近代の活文字として定評あり、且夫、古聖既に曲尺直尋の權道たるを論道せり、

小陶雜錄曰、

正平十九年賴之遣使正儀以講和議者再三不聽、蓋賴之爲人忠良知大義、明正閭之分、南朝雖微神器所在正統天子、故屈意送款、正平廿四年南帝後村上崩、賴之又就正儀誓約三條、一曰、讓神器於北朝、兩統交立、二曰、南朝公武官職如故、三曰、武辨所領國邑不加削讓、冀止干戈致太平、其意蓋誠實、正儀視南國日蹙、欲間贊成其事、與賴之窺相會東寺而議之、南朝公卿猜忌日以反逆、北朝又宣言正儀來降、於是南帝詔和田等伐正儀、故姑避害北降、無何賴之亦以黨正儀被讒去職、正儀反然歸順、至此冤責水解、南帝勸賞陞參議、其跡似君臣默契僞降者、云々

此說蓋し正儀公及賴之の心事を洞觀して無遺憾と評すべし、北朝文書の辭令の（管領對面）（御所對面）の文法全然抗禮的にして、投降者に對する筆法に似す、又南朝の、正儀公に對する態度の微溫的なるは（正平廿四年十二月和田正武攻正儀、正儀請和、正武解圍去）此邊の消息を物語るもの、而して南木志及後太平記の記する所に據るも、公の面目は依然たり、曰く、

永徳二年正月正儀重病に罹り死を待つ計りなりし時、其子正勝正元を呼寄せ、（我守父遺訓雖盡忠戰、時未到無其功、今到死、汝等相構對 吉野殿須捨一命於忠義之爲、必不可覆其心、）と

果せる哉元中九年五月正元は義滿を刺さんとして捕へられ、同志十七人と共に六條磧に斬らる、義滿親しく正元に告げて曰、

若能改志事吾、則永保富貴、正元泣然流涕曰、生不能救王室之類廢死有餘罪、終不屈而被斬、

正勝、軻不<sub>三</sub>成功、而かも後南朝の計畫に參與し、最後まで惡戰苦闘不息、終に十津川に逝く、其墓石は現に武藏山上に儼然たり、

駿臺雜話に（足利氏の臣下には唯細川頼之をこそ良將とや申すべき、頼之先主の命を受け幼主を輔け、上を奉じ下を御するを見るに老成の才と謂ふべし、云々）

南北合同の動機に就ては、其原動力は主として之を公と頼之の兩雄に歸せざる可らず、而して此兩雄の心事を理解すると共に双方の位置を考慮せざる可らず、兩雄各兩朝の樞要人物にして而かも其心事の合致により、尙且、兩雄の父兄族人皆戰場に尸を暴し同氣相求むるの極、不言の間に兩々相信じ相親むの利益ありて容易に双方話柄の一致點を見出すの効あり、公に在ては南朝柱石の臣、將又社稷忠烈の臣として天下の齊しく之を許すと同時に、細川氏亦足利譜代の臣として北朝唯一の忠臣たり、兩巨將相會して時局を救はんとして成らず、兩朝讒佞の輩之を妨ぐるありて然る耳、雖然、合同之一義父子相傳之道千古無窮たり、頼之の忠肝亦公の好對照たり、今頼之の系譜を提ぐるに方て先づ群書類從細川家系圖によりて父頼春の行事を見るに曰く、

頼春は三河に生る、元弘役尊氏に従つて京師に至る軍功尤も多し、尊氏恩遇特に篤し、阿波守に封せらる。建武の初朝廷大射禮を馬場殿に設けらるゝや、頼春其班にあり、五度兩矢を發し十矢皆中つ、公再び兩矢を發し乘矢皆中つ、喜び天顏に動く、衣一領を賜ひ昇殿を許さる、頼春和歌一首を献す曰、（阿津佐弓家耳傳天青柳乃伊止毛加志古幾那良井仁曾比久）と帝嘉賞す、曆應元年（延元二年）源顯家との對陣、貞和五年（正平四年）高師直、師泰叛するや頼春師軍兵守<sub>三</sub>護御所、皆功蹟あり、觀應三年（正平七年）閏二月二十日南方楠氏、和田氏、大軍を發して來襲す、事不意に出づ、都下騷擾、此時頼春の職侍所に在り、身に介せず

馬に鞍せず、白裕衣を着け敵を防ぐ、左右之士馬前に戦死するもの四人、單騎敵に當る衆寡不敵遂に四條大宮の畔に戦死す、時年四十九、時人呼んで曰く（人臣節に死するの大義を明かにし、其義を子孫に遺すものは如此乎、）と家臣の阿波に在るもの町田、筒井、湯淺、川端等頼春の死を聞き之に殉す、云々  
以て其の操守あり文藻あるを見るべし、然らば頼之の事歴や如何、

同書に曰く、

細川頼之、頼春之嫡子也、嘉暦元年丙寅生于三河國、童名彌九郎、幼而穎敏異跡甚多矣、文和四年乙巳二月、山名時氏叛、起兵侵京師、頼之率四國兵從義詮公、向小崎崎討之復京都、時氏敗走、貞治元年壬寅與氏族清氏戰讚州、清氏死四國平均、而爲四國之總監、叙從四位下任右馬頭武藏守、同六年丁未十一月大樹公疾篤、遣使讚州召頼之、義詮公謂幼君曰、我今與爾一父、莫違其教、又謂頼之曰、今與爾一子保護莫懈、頼之敬承命、十二月七日義詮公薨、時義滿公僅十歲也、頼之從遺命專政事、任管領職、新作制條禁奢侈、事儉約、舉正人退佞者、選召才德者、常侍大樹左右從容導之、或諸士爭論、百姓訟獄明辨是非、無冤枉者、世以爲良佐、（中畧）應安元年戊申四月義滿公元服、頼之爲加冠、六月爲御名代詣于石清水、奉納銀釵金神馬、三年庚戌發大軍攻河州拔數城、正儀不能出戰、於是歸京、留山名氏清等、後正儀詣降、四月上洛先謁頼之、四年辛亥頼之辭職、退休丹波、十二月義滿公召頼之、再與聞政事、七年甲寅三月義滿公向筑紫頼之從之、庚曆元年己巳閏四月辭職歸南海、出京之時祝髮號常久、作詩曰、人世五十愧無功、花木春過夏已中、滿室蒼蠅拂難去、去尋禪榻臥清風、秋建寶冠寺于阿波、以絕海爲住持、明德元年庚午西海亂、常久發兵討之、二年辛未將軍召常久、於是到京、將軍使大館氏信謂之曰、以政務又委汝、常久以嗣子頼元爲管領、同年十二月山名氏清叛寇京師、精兵十萬防之流血漂杵、決勝於一日之中賊軍敗走、氏清伏誅、常久爲

功第一云々、(續群書類從五輯上細川家系圖)

尙頼之父子の文藻は前記南海行の外新後拾遺、風雅、新千載、新續古今、諸集に見ゆ、乃其の詠草の二三を採録せんに如左、

新後拾遺十六 雜詠上の内

源頼春朝臣

夜を深く。のこす寢覺の枕とて。また消わやらぬ。まどの燈火。

寂しとて。又住かふる。山里も。猶聞き詫ぶる。軒の松風。

風雅一五 雜詠上の内

源頼春朝臣

東雲の。霞もふかき。山の端に残るともなき。ありあけのつき。

新千載八

寄月戀

源頼之朝臣

ありし夜の。面影残る月にさへ。涙くもりて。遠ざかりぬる。

其千軍萬馬疾呼の間に在て悠揚詠歌を弄するの閑日月に對しては文武の道行く所として佳ならざるなく所謂優にやさしき武夫として推奨に値するを知るべし、惜哉正義公の文藻の遺編に徴すべき無きを。

延元元年以後、楠木氏對細川氏間兵馬馳騁の概要は、各其第一線に立ちて接衝せしは、延元元年五月廿五日湊川戰爭の細川定禪、正平二年九月富田林戰爭の細川顯氏あり、正平四年正月五日四條繩手の細川頼春、同頼之の當面の敵たると、正平七年三月男山攻圍軍に顯氏、頼之、各部將として對陣し、而して同月廿四日の激戰に顯氏負傷し爲めに七月五日終に死歿するの不幸を見るに至る、

其他特に吾人に北朝軍の爲めに悲痛を感せしものは、正平七年閏二月二十日正義公の義詮に奇襲を試みたる

際、頼之の父頼春を斬りたる一事にして、實に公の手兵の殊勳たりし一事たり、如上數度の戰陣に於て矢石の間に相見へ、其の勝敗の如きは之を天に付與し、双方能く武士的情意投合を遂げ、共通的に其忠實勇武に感孚するの結果として、一旦握手談笑するに當つては、公に在ては、父兄叔侄の仇敵をも相忘れ、頼之に在ても、其父頼春、伯父清氏の死を懷はず、鬪然私情を擲つて公に殉じ、交互に父兄戰歿の愁に灑ぐの涙は、專念皇室を思ふの血涙と化し、兩雄私的の悲哀は、倏忽國家的の慟哭と變じ、以て幾度乎講和を謀るの努力は、双方讒佞の徒の爲めに排斥せらるゝの不幸を見るに至れり、頼之由來北朝臣僚中出色の意見を懷抱し南朝の天子を以て正統と崇め、三種神器の御歸座を祈念するの深き併せて南帝の震襟を安んじ奉らんの願と、生民の塗炭を救ふの至願を以て幾度か款を公に通じて切々の思ひを致さる、其一旦握手し心鏡濶然たるに及んでは、一點の私心の其靈臺に映する無く、元之れ私的恩怨上より之を見れば、實に雙方共に父仇として不俱戴天の敵たるにも拘はらず、頼之の公を待つ極めて懇到に、深切に、忠實に、殊に怡安を與へて武士的情愴に厚き、又、其溫籍たる態度の如何に明快にして隔意無く、寛裕にして同情ある、想ふに應に或時は、父君陣亡の悲哀を物語り、又或時は、互ひに風樹の歎に沈み、頼春は四十九歳、大楠公は四十三歳、何れも所天の爲めに尸を戰場に委したる遺兒二人が握手して茲に歡晤するの奇縁を語る等六百年後の今日宛然之を目睹するの感あらしむ、嗚呼人の相知るは其心を相知るを尙ぶ、而して其相識るの矢石の間に於てするに至ては、天下之れより神聖なるはあらざる也、蓋し其相知るの深くして厚き天下豈に兩雄に如くものあらん哉、而して其期する所は、治國安民の前途と、皇室の御安座とを圖るに在り、後世の史家が公の遲重と術數多きを見て(不似父兄)(心少しく緩ひたる人)と嘲り、現代の史家は(不可解の人)(疑問の人)(謎の人)(不思議人物)と罵るものあり、腐儒俗士豈能解俊傑之心事、水戸の偉人東湖先生は史上明白

に（正儀<sup>〇</sup>叛）と書し、大日本史は赤松氏範、石塔頼房、細川清氏と伍せしむ、之れ公を以て反覆無常の頼房等と同一視するは其意を解するに苦しむ、夫れ兩朝の勢力範圍は、延元正平の時代を以て元中の時代を律すべからず、元中亦寛正の時代と異なれり、公の臨終の遺言惻々動人の概あり、一旦講和成り、兩統更立の約を渝へ茲に始めて禁裡を冒して神器を收め奉るの不祥事あり、延元の役、素より尸を原野に暴するを以て至當となす、四條暁の役、亦敵情を制する上に於て一死以て之に當らざるべからず、而して元中の時一旦和をなすを以て至當となす、而して一朝其約を無みするに至ては決然再起義を天下に唱へ、十六年間南紀の騷亂あり、之れ所謂大丈夫の心事の公明正大、時と共に推移し、世と消長す、推移消長實に時勢之をして然らしむ公の權謀固より一時耳、子孫の奮起亦固より一時耳、歸する所ものは濟世利民の一途而已、兩雄締契の骨子狡奴之れが變改を敢てし、爲めに絶代の不祥事を惹起せしも、皇統連綿以て我國體を無窮に傳ふるの一事は、其勳功や繋つて公の一家に在り、夫の茶山先生の楠公墓下作引中（前畧、尊氏之立光明帝、楠公及諸將成之也、由是觀之、皇統之綿々諸將實有施此焉、則諸將不獨南朝之節臣、亦皇統之忠臣也、云々）且夫、事の成るや、盡人事待天命、兩雄相知相援くるの結果、同明相照し同氣相求め、努力如此、貢獻如此くして而かも猶事の就らざるは、天命の時の不利に歸する耳、後世學者公の知徳の不足を責め頼之の爲めに賣られたりとの非難あるも、而かも欺くに其道を以てす其責たる公の徳の關する所にあらず、唯旻天に號泣せん耳、公の一兒正元既に刑場の露と消ゆ、同族十七人犠牲と爲る、一兒正勝終始南帝の爲め盡して南國皇胤の主謀者たり、十津川に逝く、其裔光正、正秀、雅樂之助、二郎、正理、正親等公の遺命に従うて王事に盡すもの、而して公の不徳を責む誣妄亦極まれりと謂ふべし、假りに公をして一家の榮華を圖りて靦然累代の仇敵に降りて父兄を辱しめたりとせん乎、弘和の始、國歩愈艱苦、人情愈惡化の時に至つて何を苦しんで



順調なる北朝を去つて殊更に衰憊せる南朝に復歸するを爲さん乎、身、行宮に歸順し直ちに參議に任じ身を没する迄渝らす子々孫々悉く節に殉じて子遺無きに至る、其本謀を執り終始如一其異心無きを知るべき也、况乎歸順直後平尾に於て山名氏清と戦ひ、宗族六人家人百四十人に殉せし史實を見るも、公の心術を疑ふの餘地なきを知らん、

行在に於ける公の位地たる、宛然譜代兵權を擁せる一藩鎮たり、故に弱小の兵を驅つて無謀の攻伐を逞うし動もすれば國家の顛敗を速くの拙策に對しては、飽迄諫争の勞に服して朝廷の匡救に力めざるべからざるは勿論、(從道不順君、從義不從父、人之大行也、)(荀子子道編)の信條に隨ひ含垢包羞辱身伏仁以て臣子の大道に殉するの苦衷は、亦一掬同情の涙無き能はざる也、

山陽先生評公の言に、

正儀之降、橫塞南北之間、實存南遏北也、南無我無戰、北有我不敢妄南、是正儀苦心所存、後人不察妄以無耻評之、可謂不知權也、

蓋し謬らざるの批評と謂ふべし、但才學網羅古今の先生にして史眼賴之との接際に言及無きは遺憾也、

父正成、大運を恢廣して其業卒らず次で大亂に逢ひて臣節に死し、兄正行は繼父業遺言に従ふて死す、公至誠を捧げて糾合餘燼苦心經營苟くも生きたり、深謀遠慮時と消息し、老成沈思天命を樂しみ、遑々流離如乘如失、南を制するが如くにして實は北を控し、身、北に役せらるゝが如くにして實は心、南に役せられ、十三年間單身虎狼の群に入りて畏怖の態無く、靜かに大勢を觀望して群小をして毫も己を箝制せしむの隙あらしめず、而して賴之國に就くに及んで悠然京地を去る、是豈に道義貫心肝、忠義埋骨髓矣にあらずんば爲す能はざる也、

父祖累世家庭心理の崇高森嚴、四圍空氣の清壯忠烈は恐くは公の代に至りて其家風彌増嚴肅に赴きたるを信せずんばあらざる也、嗚呼公也父君陣歿の日猶襦袢に在り、二兄戰死の年漸くにして拾五才爾後三十四年間曲折、艱苦、焦心、慘怛、天下の百物皆盡く其心膽を練磨するの端たるにあらずんば則其靈臺の訓育を申ぬるの具たらざるは無く、以是居常身を處する一毫も忽諸の態無く、心を盡す寸時等閑の跡無く、父兄の靈髣髴として朝夕公の體驗を指示せらるゝものゝ如く、幾度か死生の境を出入して而も苦惱の色無く、行宮の御安泰は一に繋つて自己の双肩に留めて惰容無く、死を鴻毛の輕きに比すると同時に又其重き事泰山に等しきを顧念し、忠誠の至心を傾けて終始渝る無し、

後世史家の公を評する、單に公一身の局面のみの觀察に止まりて、其心理を揣摩するに過ぎず、而して更に一生面を開きて他面若しくは側面の觀察に進出するなく、含糊滯滞疑念頻出爲めに其眞面目を把定する能はずして終に(不可思議)(謎)の暗黒面に墜するに至る、水戸儒者亦此眞相を究明せずして妄斷以て叛臣の列に置くが如きは輕卒亦極矣、徒らに其外形にのみ捉へられて、内容の詮索を忽諸に付するの致す所たり、

由來北朝諸將の陰賊險狠なる。同類相害し同氣相殘ひたるの實例は。夫の尊氏の直義を鎌倉に毒殺し。直冬の屢々父と戦ひ後直義に倚賴し終に義滿に降りて而も其死然を令せざる。足利義嗣の(義滿寵子)義持の爲めに誅せられ。義教の赤松滿祐の爲めに弑せられ。足利持仲の實兄持氏の爲めに誅せられ。高師直、同師泰、同師冬の積惡の怨府となりて上杉顯能、上杉憲顯の爲めに誅殺せられ、持氏の二子春王、安王の同時に斬首せらるゝ等は其著しきものたり。如此險惡危殆の十三年間公の怡然として聲色を動かさず賊の爲めに寸害を蒙らず。又一指をも染めしめざりし頼之の盛意に對しては之を感謝すると同時に公の威容儼然として此迫害侮辱を招致せざりし一事は優に公の寛大温厚の長者、而も累代の怨敵と雖自然に敬意を拂ふを餘儀無くされ

し人格の崇高なるを證して餘りあると謂はざるべからず。

終りに臨んで余の所編を綜括的に發表せんが爲めに、平素崇拜せる小野湖山翁の長詩を朗吟せん、唯憾むらくは、義公と湖山翁の時を同うして生れて其議論を上下せられざるを、

讀楠氏記有感偶作長句

小野湖山

南枝之蔭何繁盛。五十餘年護帝座。豈唯勳業冠中古。其人優爲王者佐。況復子姪臣從皆忠貞。求諸前古寡匹亞。人言正儀叛降穢其宗。我言此公處置出至忠。乃父乃兄相繼死。公而亦死誰折衝。三事料敵勢。一戰鼓兵氣。獨力足收京。幾回走賊帥。風雲變化數出奇。大廈寸木能自支。乃父遺命公敢忘。乃父兵法公深知。一進一退亦何常。舍垢包羞眞男兒。史乘多成賊臣手。後人誰知公心悲。君不見南北議和統則更立禮則父子。此公當日不死之功至此顯然耳。嗚呼此公當日不死之功至此顯然耳。豈有河內公之子帶刀公之弟而爲叛降之士。

## 知 足 の 説

小 沼 量 平

曾文正公曰、知<sub>レ</sub>足天地寬、貪<sub>レ</sub>得宇宙隘と、故に古來聖賢君子と崇敬せらるるもの、皆足ることを知り止まることを知る、帝堯富んで驕らず貴うして舒らず、許由の賢なるを知りて天下を許由に譲らんとす、是れ止まることを知るにあらずや、許由貧賤に安んじ辭して受けず、曰く「鷦鷯巢<sub>ニ</sub>於森林。不<sub>レ</sub>過<sub>ニ</sub>一<sub>枝</sub>。偃鼠飲<sub>レ</sub>河。不<sub>レ</sub>過<sub>ニ</sub>滿腹。」と是れ亦足ることを知るにあらずや、唐の張蘊古、太宗文武皇帝に大寶箴を獻じて云ふ有